

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則案の概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(農林水産省令)を定める。

輸出事業計画関係

1. 輸出事業計画の提出は、農林水産大臣が定める様式により、事業の目標等を記載した計画を作成するとともに、事業の実施体制図、申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他の輸出事業計画の認定のための審査に当たって農林水産大臣が必要と認める書類を添付して行うものとする。[法第34条第1項関係]
2. 法第34条第4項の農林水産省令で定める基準は、国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会総会において採択された危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドラインに基づき、食品の製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備及びこれに必要な施設の整備が実施されると見込まれることとする。[法第34条第4項第6号関係]

センターによる立入検査等関係

3. 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが登録認定機関に立入検査等を行った場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面により農林水産大臣に報告するものとする。

立入検査又は質問を行った登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

立入検査又は質問を行った年月日、場所

立入検査又は質問の結果

その他参考となるべき事項

[法第40条第3項関係]

4. 立入検査をする職員は、農林水産大臣が定める様式による身分証明書を携帯し、求めに応じて提示するものとする。

施行期日

5. この省令は、令和2年4月1日から施行する。